

## 第7期第7回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会会議要録

- 1 日時 平成25年1月17日(木)午前10時から12時05分まで
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 内田委員、柴崎委員、廣田委員、中里委員、岡澤委員、太巻委員、浅見委員、  
飴谷委員、荻本委員、加賀美委員、中村(三)委員、西川委員、松島委員、  
小泉委員、吉田委員、菊地委員、有馬委員、藤井委員、こうらい委員  
区側：総務部長、情報公開課長、情報政策課長、保育課長、戸籍住民課長、  
税務課長、高齢社会対策課長、光が丘総合福祉事務所長
- 4 傍聴人 1名
- 5 議事および配布資料  
報告  
(1) 練馬区立上石神井保育園における個人情報の紛失について  
(保育課) 資料6  
諮問  
(1)【諮問第8号】  
戸籍に関する業務に係る電子計算組織の結合について  
(戸籍住民課) 資料1  
(2)【諮問第9号】  
特別区民税・都民税に関する業務に係る外部委託について  
(税務課) 資料2  
(3)【諮問第10号】  
軽自動車税に関する業務に係る外部委託の一部変更について  
(税務課) 資料3  
報告  
(2) 社会福祉法人練馬区社会福祉事業団が実施した災害時訓練中の個人情報の紛失について  
(高齢社会対策課・光が丘総合福祉事務所) 資料4  
(3) 個人情報保護に関する監査について  
(情報公開課) 資料5
- 6 発言内容  
(副会長) 会長は所用のため少し遅れます。定刻になりましたので始めさせていただきます。ただいまから、第7期第7回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催いたします。委員の皆様にはご多忙のところご出席いただきありがとうございます。議事に入る前に、机上配布された資料および本日の出席状況について、事務局の方から連絡願います。  
(情報公開課長) 本日の出席状況ですが、松村委員、今井委員、中村(弘)委員、小室委員からお休みの連絡をいただいています。23人中4名が欠席です。机上には、新たな次第と資料の一部をお配りしています。恐縮ですが、

その報告は議事の最後の方になる予定でしたが、諸々の事情から1番で報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(副会長)

それでは議事に入らせていただきます。本日の議題は、諮問が3件、報告が3件となっております。まず、先ほど事務局より連絡のあった机上配布された資料6ですが、これについての説明をお願いいたします。説明の際は着席されて結構です。

(保育課長)

(1) 練馬区立上石神井保育園における個人情報の紛失について 資料6に基づいて説明

(副会長)

只今の説明について、ご意見ご質問をお願いいたします。

(委員)

2ページの上の方、平成25年12月27日に保育課長へ報告があったと書いてあり、最後のところに指導を受けたとありますが、具体的にはどのような指導をされたのでしょうか。

(保育課長)

事故防止に向けた対応の中で、主に2番と3番の事項について指導しました。SDカードに入れるとどうしても残ってしまいがちになり、これが個人情報であるという意識がなかなか育まれません。そういう意味では、情報自体について安全な管理方法をとるのが一番だろうということで、サーバーに保存するのが一つと、もう一つは、従前も出し入れの記録はとっていたのですが、複数の職員での指差し確認をしていなかったのが、この2点について指導しています。

(委員)

保育園というのは大変忙しいところであるというのは重々承知してまして、このような確認作業は必要なのですが、更に仕事が増えてしまうという状況だと思います。実際に実施ができる状況にあるのかどうか、その辺りはいかがでしょうか。

(保育課長)

複数確認についてですが、事務所に一人もいないという状況はありませんので、そういう意味では、例えばクラスの保育士が使用する際に事務所に来たとしても必ず二人にはなりますので、新たに負担が生じることはないと考えています。

(委員)

確認作業は増えるわけですね。そういうことを申し上げているわけで、保育士さんたちは園児をお世話することで本当に手一杯だと思います。負担が増えると、やはり精神的なものが重くのしかかることになると思います。子どもたちの命を預かっている方々なので、毎日の確認が大事なことは分るのですが、やる方にとっては「仕事がまた増えた」というイメージがあります。保育士さんたちの負担を考えると、実施が出来るのかどうか、その辺りを伺いたいのですが。

(保育課長)

先程も言いましたが、事務所には必ず園長か副園長、若しくは用務というように必ず誰かいます。保育士がSDカードを持って行くときに、「SDカード持ち出します。」と声を掛けることは大きな負担が発生するものではないですし、個人情報の大切さをあらためて認識するという意味では、そういった作業は必要ではないかと考えています。

(委員)

おっしゃることはよく分かります。ただ、日々の仕事が大変な上に仕

事が足されることになるということを上司の方は理解してほしい。ただ言われるだけでは圧迫感というものもあり、逆に実現されなくなってしまうこともあるかと思うので、ぜひご配慮をお願いしたいと思います。

(副会長)

個人情報的大事に扱うのは当然だと思います。恐らくSDカード以外にも様々な個人情報を管理する作業はあるのだと思いますが、そのために園児に対する注意が不十分になったりすることがないように、ご指導よろしくお願いいたします。他に何かご意見等がありましたら。

(委員)

幼児を主に撮っていたということですが、園児は胸に名札を付けてないですか。ないですね。ということは、顔と名前が連動することはないですね。では、どこの誰かも分からないですね。はい、分かりました。

(委員)

使用者の記録をしているということですが、その記録はどうだったのか。持ち出しはしないということですが、その辺がよく分からないので教えてください。

(保育課長)

使用記録簿というのは、SDカードというのがケースに入っていて、そのケースに1枚の紙が付いています。日付と名前が書かれています。借りた時と返した時に記入する形で管理しています。そのケースと紙は引き出しの中に入れてあります。

(委員)

今回、使用者が記録されていたのかどうかということと、使用者がいたのに紛失が分らなかったというのは合点がいかないのですが、その辺はどうなんでしょうか。

(保育課長)

誰かが借りて返さないという状態であれば、当然、貸し出しのところに名前が書いてあるのですが、全てそれが埋まっていたということです。これは想像なのですが、デジタルカメラを使おうと思ったか、若しくはプリントアウトをしようと思ったか、データを加工しようと思ったのか、直ぐに作業をやると思い、そこには書かないで作業を始めたのだけれども、何かの事象が発生して、それを止めて、他の作業をやってしまう。その間にそのことを忘れてしまったのではないかと。このぐらいのことしか想像ができないということです。使用簿については、貸出、返却欄は全て埋まっていたので、私どもも、どういう経過で無くなったのか、記録だけからは探り得ないという状況です。

(委員)

そういうことになると、なかなか対策もしづらと思います。決めたことが実行できないと、また同じようなことに繋がっていくのかなと思います。問題に対する意識というか、どれくらい職員の間で研修をされているのかは分かりませんが、それを徹底していくことが重要であると思います。その辺の考え方を教えてください。

(保育課長)

今回の事故防止に向けた対応は、従前行っていた対応に加えて、新たに複数の職員によって確認行為を行うというようなことによって、実

務的な部分については対応していきたいと考えています。あらためて、写真というものが個人情報であるという意識を持つ、そのような意識啓発というものを園長連絡会等様々な会合がありますので、そういった中で啓発を行っていききたいと考えています。

(副会長)

委員と同じような意見を私も持っています。本件だけに関わらず全てのこういう事故について、有効適切な対策がとれるかどうかというのは、やはり原因の究明がどこまで出来ているかということだと思います。当事者にとっては、原因の究明をやればやるほど自分のミスがあたりだされますので、場合によっては積極的に真相究明をやったかどうかということも一般論としてはあり得ると、ですからそこら辺のことを当局の方もきちっと、厳しい視点で原因究明をすることが、この問題の出発点だと思います。同じような事故というのは繰り返される傾向がありますので、徹底的に究明することが出発点であるということをご指導よろしく願いいたします。

(委員)

例えばSDカードを紛失して、どこかへ流出した場合に、それは何になるのかなと思われる方も多いと思いますが、一体どういう危険性があるのかということについて例を少し話したいと思います。私も青少年と関わっていて、写真というのは隠し撮りと言うのは大変多く、ネット上に無断で、マニアの間で流出するというケースが大変多いんですね。ですから、名前と顔が一致しなくても、知らない間に自分の子供がマニアの人達が見るようなところに出ることがありますので、それは現実に起こっていることなのです。今、高校生はもうお年寄りという感じで、小学生、それもすごく年代が下がっていて、渋谷なんかでは唾が売れる時代なんですね。そういう現状もお話いただくと、もうちょっときちんとしなくてはいけないんだというふうに、保育士の方々もやらされているという感覚よりも、子どもたちを守ろうというご自身の気持ちにもなるかと思うので、そういう例なども話していただけると、より確実なものになると思うのでよろしく願いします。

(委員)

皆さんのおっしゃることはよく分かるのですが、この対応策の中で、私が考えて有効だと思うのは、SDカード内のデータをアーカイブに移してしまう、そうすれば無くなるとうとうとどうしようといいわけですから。ただ、それが現実的に可能かどうか。つまり、保育園から直ぐにアーカイブに貯蔵する作業というのは簡単にできるものなのでしょうか。それから、もう一点、デジタルカメラというのは誰でも今使えますから、誰でも使っていると思うんですよ。これも一つわけが分からなくなる原因だと思うんです。有効に機能すれば、あんまりそういう事故はないんじゃないかと思います。つまり、データを直ぐに送ってしまう。それが可能かどうか。

(保育課長)

先ず、保育をやっている最中に写真を撮ります。撮り終わった後にパ

ソコンに起動するという話になります。その時点で直ぐになると、なかなか難しいのかなということなんですけれども、少なくとも保育が終了して、その日のうちにパソコンを起動させれば、SDカードをスロットルに入れて送るだけですので、どこの園でもオンラインになっているという現状ですので、物理的なことは可能です。

(委員) それが出来れば、今回のような事故はかなり防げるのではないかと思います。あまり、二重三重に保育士さんに負荷をかけても、果たしてどれだけ有効かという面もあるかと思いますので、この具体的対応の中で有効と思われるものに特化して、少し頑張ってみるというのも一つの方法かなと思います。

(副会長) それでは、次に審議事項に入りたいと思います。諮問第8号についての説明をお願いします。

(戸籍住民課長) (1) 諮問第8号 戸籍に関する業務に係る電子計算組織の結合について 資料1に基づいて説明

(副会長) 只今の説明について、ご意見ご質問をお願いいたします。

(委員) 2ページ、8個人情報【区側】のところ、「運用操作を委託する委託業者が行う」とありますが、この委託業者は個人情報を知り得るんですか。また、どの程度知り得るのでしょうか。

(情報政策課長) 私どもの方で、今、オペレーションとってコンピュータの操作を委託しており、その業者をお願いする予定です。作業としては、ファイルの中からデータを取り出して、USBに1回落とし込んで、それを国から指定された端末に挿し込んで送信するというので、中の直接のデータを見ることはないかと理解しています。ただ、今の段階で法務省の方から、具体的な端末の仕様が全国の自治体にまだ下りてきていませんので、細かい内容については説明できないのですが、データを送信するだけの扱いになっているのだろうと理解しています。

(副会長) 他にご意見等ありますか。

(委員) いくつか質問させてください。このシステムは法務省が全国統一的に進めているものですね。練馬区固有のものがあったら教えてください。もう一つ、先程の説明の中で、LGWANに接続する件で、他都市はその都市が持っている住民情報システムと結合しているが、練馬区はそうではなく、専用のものを置いているとの話でしたが、そんなことはないのではないかとと思うのが一点と、それから市区町村専用装置の働きが、詳細は分からないということなんですけれども、USBを挿し込むだけの機能だったらセキュリティ上問題はないのですが、キーボードか何かが付いていて、操作が出来るようなシステムだとちょっと考えなければいけないと思います。もう一つ、市区町村専用装置の中に何かデータが蓄積されるものなのですか。そうではなくて、本サーバと接続して、送信あるいは受信するだけの装置ということなのかどうか、それによってセキュリティというか安全管理が違ってくるのだ

ろうと思います。それからもう一つ、これは、毎日USBを挿し込むんですね。新しいデータを送信する。受け取る場合は、どういう具合に受信するんですか。雑な質問で申し訳ないのですが、教えてください。

(情報政策課長)

5ページをお開きください。システム構成図の左側が国のシステムです。LGWANで接続された市区町村専用装置から先は国のシステムということで、責任の所在の分岐点が設定されていると理解しています。したがって、中の接続については区の方で責任をもって行うということで、先程、戸籍住民課長からも話がありましたが、中村北分館は、セキュリティ上、普段は人が入れないようになっていて、更にセキュリティをかけた部屋があり、USBメモリーはこの部屋から出ることは一切ありません。そういう状態にしておきます。その中に人がいて、委託業者が作業を行います。したがって、そこから人が持ち出すということはありませんし、その部屋を含めて、全て監視カメラで記録を撮っています。それから、自治体のLGWANとの接続形態が直接ということなのですが、総務省の平成24年の調査があります。各自治体とも、住民情報系と庁内情報系、インターネットに繋ぐような系統システムとして、概ね全国1700自治体ではこの二つを持っています。それらを一つのネットワークで使っているのが23パーセント。全国1700のうち400くらいがそういう状況で、そのような自治体では今回、恐らく直結でやると思います。国としては、直結でやってくださいというのが本来的な狙いです。人が絡まず機械でそのまま送信してくださいというものです。ただ、私どもの方は、残りの7割の方に入りますけれども、今現在、住民情報系と庁内情報系を一つのネットワークでやるには非常にお金が掛かります。それと、私どものシステムの移行を見据えると、平成27年1月以降に、更に東日本大震災を踏まえたシステムの入れ替えを含めて、データセンターの活用を含めて改正していく予定ですので、今回ここで金額をかけてやってしまうと、また同じ費用が発生してしまうことになります。今後、直結については、その改正の時に合わせてやっていきたいというふうに考えております。それから端末の件ですが、セキュリティ確保のため、キーボードが付いている端末がくるものと思っています。単にUSBだけを挿し込むという装置ではないと思います。今のところ材料については来ていません。それから、受信する方法です。万が一、被災があった時の受信方法ということなのですが、それらについても、国の方から具体的には来ておりません。ただ、USBの容量はそんなに大きいものではないので、練馬区の全部のデータを一挙にということになると、また別途考える必要があると思います。今後、被災が起きた時に、練馬区が逆に関西圏のデータセンターから受信を貰うというような必要が生じた時については、当然、国の方のシステムで

一定の方式が示されるものと考えております。

(戸籍住民課長)

毎日やるのかとのご質問ですが、答えは毎日です。

(委員)

ちょっと気になったのですが、市区町村専用装置というのはどういう働きをしているのでしょうか。これは練馬区がお金を出して管理をしなければいけないわけですね。そうすると結局責任が出るわけです。ここから変な情報が入って、全国的に障害を与えるような事態になってはいけないので、この装置の働きの詳細が分かるにつれて、やはりセキュリティの見直しを行いながら進めていっていただきたいと思います。

(情報政策課長)

まだ、定かではないのですが、法務省も、例えば村とか町とか人口が極端に少ないところに配る専用端末と、練馬区のように人口が多いところに配る専用端末については、場合によっては切り分けるかも知れません。場合によっては、小さいところについてはパソコンレベルのものを置いてというようなことも聞いております。まだ具体的には決まっていますが、そういったことが検討されているとのこと。

(委員)

二点あります。一点目はバックアップに関してですが、現在、暫定的な措置として半年ごととしている、とあります。この半年間の蓄積データが、その間の震災のために滅失する可能性があると思います。データが滅失しないような方法がフォローされているのかについて伺いたいと思います。

(戸籍住民課長)

現在も、ご心配のようなことがあるので、中村北分館以外ということで、データ保管センターの方に、毎日データを送るという形でやっております。これは情報政策課の方で契約したところ。今、震災が起きた場合は、法律でいうと暫定的な扱いでも半年間の届け出というのは、情報がないわけ。それを避けるために、一応バックアップデータを、安全のために送っています。

(委員)

分かりました。もう一点ですが、復旧に関してなんですが、今、練馬区の戸籍データ、バックアップされているデータは何万件くらいあるのでしょうか。

(戸籍住民課長)

24年度ですと、いわゆる戸籍数、本籍数と言いますが、219,828戸籍です。その戸籍に入っている人の数を本籍人口と言いますが、551,534人です。

(委員)

その55万件のデータを、練馬区の情報システムの本データが滅失した場合、それを復旧するのに副本サーバからネットワークを通して送られてくる場合は、だいたいどれくらい時間がかかると見積もられていますか。

(情報政策課長)

今、時間については分からないのですが、もし復旧するとなれば、ネットワークで他の作業を止めてもらってということで、この作業自体が来年の9月に行うときに、日本中が同時に全部のデータを送れないので、想定されているのが、地域別に、1週間とかをかけて、とりあえず

何万件かを送るという作業を全国的に行った上で、その後の段階で、今度は毎日の差分だけを送っていくという形になりますので、日常的にネットワークが混雑することを避けるということになると、被災が起きた時に他の作業を中止して、練馬区だけに送ってくれるのであれば、恐らく一日でデータを送って来られるものだと考えています。

(委員)

私も練馬区の正本データだけが滅失するというのは考えられないので、例えば関東圏の各自治体のほとんどから送ってくれと要請されるということになると、ネットワークがオーバーしてしまうだろうと思います。施行規則の75条では、ネットワークを使って送るという形になっているようですが、練馬区が、計画通りにシステムを復旧しようするならば、何か他の媒体を通してやるとか、そういうのも考慮して対応されたいかがかなと思います。あくまでも意見です。

(情報政策課長)

L G W A N 自体は練馬区のシステムではなくて、都道府県がお金を払って構築しています。L G W A N を地方自治情報センターが、今後こういう形で全国ネットにしたとき、回線の容量を増やしていく必要があるというのは聞いています。これらを踏まえ、回線の増量については検討していくと聞いています。

(会長)

4ページですが、提供する管理個人情報がたくさん並んでいます。その中に「犯罪歴」があります。犯罪歴は、他の個人情報に比べても、格別関心の強い個人情報ですが、従来、戸籍簿上の個人情報の管理以外に、犯罪人名簿というのがあって、それが戸籍課に置かれていて、戸籍課職員の特別の方しかタッチ出来ないというようなことを教えられたことがあるのですが、現在、犯罪人名簿というのが今でもあるのかどうか、もしそれが管理されているとしたら、どういう管理のされ方をしているのかお伺いしたい。同時に、今回の情報結合というテーマが来た時に、この犯罪歴について、全くここに書いてある他の個人情報と同じ扱いにされているようですけれども、そう理解してよいのかどうか。これについても、お答えをお願いします。

(戸籍住民課長)

まず犯罪人名簿についてですが、犯罪人名簿がこれまで自治体で管理されてきた理由としましては、選挙権および被選挙権の資格調査がメインです。公職選挙法の中で、そういった犯罪歴があることによって選挙権、被選挙権に影響が出るということで、戸籍住民課の方で管理をしています。現在も、各地方検察庁から犯罪通知が来ますと、それに基づいて記録し、現在は電算の中で厳重に管理をしています。この情報については特定職員のみ管理となっています。また、回付をする書類等についても鍵付きの保管庫に保管し、特定の者以外はそれについては関わる事が出来ません。当然、戸籍そのものが厳重な個人情報の管理の下に行われていますが、とりわけこれについては、それ以上の管理状態をとることが要件とされていますので、それに従って管理をしているところです。犯罪人名簿の取扱いについては、よく身



分証明書の中身と誤解されている方がいらっしゃいますが、現在、身分証明書では犯罪人の履歴というのは一切関与しておりません。実際にこれが必要となるのは、選挙権の資格調査で、これは毎年やっています。もう一つは、それぞれの法律で欠格条項を定めていますが、例えば弁護士とか医師とかいわゆる「士」の文字が付くような資格の場合には、経歴等の調査があります。また、国が定める表彰の要件については、法律で定めがある場合その調査について回答しています。個人からの申し出には一切回答していません。本人からの請求でも一切回答していません。昔の身元調査と混同して、犯歴についても一般的な証明に載ると思っている方がいますが、一切そういうことはありません。ですので、厳重管理の上、法的に必要なもの以外は一切出さないという形で管理をさせていただいています。

(副会長) 他にご意見ご質問はありますか。無いようですので、諮問第8号については原案通り承認でよろしいでしょうか。〈承認〉  
それでは引き続き、諮問第9号と諮問第10号について、一括して説明をお願いいたします。

(税務課長) (2) 諮問第9号 特別区民税・都民税に関する業務に係る外部委託について 資料2に基づき説明

(3) 諮問第10号 軽自動車税に関する業務に係る外部委託の一部変更について 資料3に基づき説明

(副会長) 只今の説明について、ご意見ご質問をお願いいたします。

(委員) 受託者が申請書の記載内容や送付書の確認をするということは、個人情報を知り得るということですよ。どれくらい知り得たかの管理というか、確認はどのようにしていますか。

(税務課長) 申請書に基づいて入力し、税証明を発行するわけですが、申請書の情報は当然事務室からの持ち出しは禁止ですし、自動車の方へは紙類が持ち込み禁止になっていますので、申請書に書いてある情報については転記することは不可能になっています。仕事の流れとか仕事上で起きたことなどを情報として蓄積するためにノートを持たせることがありますが、そのノートについても事務室の中に必ず置くということになっていて、事務室外への持ち出しは禁止ということになっています。申請書で受けた情報については、システムに入力しますが、基本的にはどの時点においても、書き写しや転写は出来ないと考えています。

(委員) できないことはよく分かるのですが、こういったことを扱ったかという記録を書かせるとか、そういうふうに残したりはしないんですね。

(税務課長) 証明書を発行するときに控えとして番号が出ます。その番号と申請書の番号とを突き合わせ、証明書と申請書を対として保管しますので、証明書が申請のあった内容であり、操作していないということの確認は出来ることになっています。

(委員) 確認できる方法が、後できちっと分かるのであれば結構だと思います。

- (副会長) 他にご意見等ありますか。
- (委員) 確認させてください。これは軽自動車税の一部事務を委託していたが、今度、特別区民税・都民税に関する事務を合わせて委託するというところで、つまり契約は一つなんですよね。審議会との関係では、軽自動車税の関係しか審議を受けていないので、今回は特別区税・都民税の関係業務委託のことだけを審議してくださいという趣旨ですよね。
- (税務課長) そのとおりです。ただ、軽自動車税に関しては、手数料の領収業務を新たに追加で審議をお願いしたいのでよろしくお願いたします。
- (委員) これは単年度契約ですよね。継続契約ですか。
- (税務課長) プロポーザルでの契約を考えています。業務の安定性を考えますと、一般的には3年は同じ事業者にやらせるのが庁内の考え方です。
- (委員) だから契約変更ということになるのですか。分かりました。
- (副会長) 他にご意見等がある方、どうぞ。
- (委員) この業務に関しては、最初の審議の時に、慎重な取扱いをという話があったと思うのですが、今回、業務をお願いするに伴って、人数的に増えることがあるのかどうかと、今、職員と同じ場所でやっているという状況が変わるのかどうか、そこを確認させてください。
- (税務課長) 職員の人数については、減らす予定で考えています。勤務する場所については、同じ事務室内になります。当然、委託事業者の従業員については増えることを想定しています。
- (委員) 税を取り扱うということで、区民にとっては非常にセンシティブな情報だということがありますが、区の職員がいて、きちんとチェックができるということで委託を開始したかと思います。今の話だと、チェックする立場の職員は減って、チェックされる側の委託職員が増えるということなので、非常にその辺は区の職員への負荷が高まってくると思います。その辺についてはどういった管理体制をとるのかということと、窓口ですのでいろいろな苦情対応をしていかなければならない中では、当然、委託事業者だけでは対応しきれないものがあるかと思いますが、そういった時のバックアップ体制、繁忙期というのがあるかと思いますが、そういった時の応援体制も含め、どういったシュミレーションをされているのでしょうか。
- (税務課長) 確かに事務を担当する職員というのは、最初、係としては7名いたものを係数的には2名にする予定です。この2名を他の係と合併することによって、多分、管理係と合併することになると思います。管理係の5名を浮かして7名でこの事務をバックアップする態勢、基本的な事務についてはこの7名が事務をマスターして対応できるような体制で臨みたいと考えています。また、委員の方からお話があった通り、現在でも、確かに区の職員の説明がどうしても必要な場面がありますので、それに備えて、総計7名の職員でバックアップをしていきたいと考えています。

- (副会長) 一点だけ質問させてください。委託業者が証明書を発行する場合なんですが、元々入力された情報が引っ張り出されるだけなのか、それとも、元々入っている入力された情報を見ながら、証明書を発行する際に何らかの情報を入力するのか、要するに、何かの入力ミスがあった場合を心配しているんですが、その点はどのようになっているのでしょうか。
- (税務課長) ご心配された点につきましては、委託事業者の方で新たな情報を入力したり、追加したり、削除したりすることはありません。情報として出すか出さないかというだけのものです。よろしく願います。
- (副会長) 他の委員の方どうぞ。
- (委員) 質問させていただきます。端末から出力するのは委託業者ではなく、区の職員ということによろしいですか。
- (税務課長) 端末から出力するのは委託業者であると考えています。
- (委員) 他の自治体では、納税証明を発行する業務担当から税金台帳の個人情報が出たという話を聞いています。大変慎重に取り組んでいかなくてはならない中で、国の方針でこのように委託化を許可したということで、区民の利便性の向上という方針、流れ自体は理解が出来るのですが、ここで一つ大事なことは、軽自動車とは違いまして、全収入というとその方の収入とか全てが分かってしまうということで、端末から出力し、それを確認し、相手に渡すという部分においては、もう少し慎重に、そのようにしたとしても、慎重な委託業者との取り決めとかいろんなものが必要だと思います。それに対して区はどのように考えているのか聞かせていただきたい。
- (税務課長) 税情報というのは、私もそうですし皆さんもそうだと思いますが、個人情報の中では最も知られたくない情報であると認識しています。国からの指針で委託が可能という話がある中で、私たちも委託事業者の方に、知り得た情報はどんな形であっても外部に持ち出すことなく、漏洩することなく、万全の態勢を整え、システム操作、事務室での作業労働環境もそうなのですが、基本的には事務室内で全てが収まるということを前提にして、委託を運営できるように考えています。職員の方も委託事業者がどのような動きをするか、常に目を光らせる体制で行っていきたいと考えているところです。
- (委員) 委託化は、時代の流れで必要であると考えていますが、今回の委託は取り扱う対象が「税」ということで少し性質が違っていると考えています。身近な区民の雇用を進めています。例えば、身近な人がこれを取り扱った場合、ご近所の情報を知り得るということもあるわけなんです。また、委託事業者が3年の随意契約ということで、3年後は違う事業者で代わるという危惧もありまして、その間に後から漏洩とかの発覚があった場合の対応とか、個人情報の部分で厳しく細かいそういった検討がされているのか、お聞きしたいと思います。

- ( 税務課長 ) 我々職員もそうなんですが、職員を配置するときには地区別に分けて、そこに住んでいる職員がその地区の配置にならないように配慮しているところです。委託事業者の方にも住所などを確認していただき、区民を雇用するという観点はあるのですが、なるべく練馬区に住んでない方を採用していただければと考えているところです。個人情報の保護に関しては、委託事業者は3年後に代わる可能性があります。確実に代わるわけではないですが、もし代わった場合も、個人情報保護の条例に関しては、委託事業者が代わった後も、未来永劫、練馬区で知り得た個人情報については、漏洩することはできないという仕組みになっていると理解しています。
- ( 委員 ) 委託事業者の長短に拘らず、短ければ短いと問題ですし、長ければ長いと個人情報をもっと知り得るといことがあって、両方とも問題が生じるということが十分考えられると思います。ですので、国の流れだからといって安易に流れに従うという方向性ではなく、自治体として取り組む際には、細部をしっかりと検討したうえで、もう時間がないかと思えますけれども、プロポーザルにしても何にしても、その辺の部署との連携とかですね、保護審は保護審での諮問案件がありますが、その決定すべき部署との連携とか、そういったところを十分行っていないかといけなく、そういう重要な案件ではないかと思っております。また、閲覧履歴をチェックするということが今指摘されていますが、その点は如何ですか。
- ( 税務課長 ) 端末は常にログインする前の状態になっています。端末を使うときには、ICカードを挿し込まないと起動できないので、申請がないのに端末をいじっている状態は考えられません。やってはならないことになっていますので、そういう事がないように職員が常にチェックしています。万が一職員が見逃した場合、例えば業務上必要のない情報を閲覧していたようなときには、後でログという形で確認できますので、その旨委託事業者に話をしていますし、もし閲覧したとなれば個人情報保護違反になりますので、そういうことは必ずないように委託事業者へは話をしたいと考えています。
- ( 委員 ) いずれにしても事故がないことを前提に置くわけですが、事故があった場合を想定した上で今後委託化を進めていかなくてはならないし、さらに慎重に、時間のない中ではありますが、慎重に慎重を重ねて考えていかなくてはならない、と意見を申し上げておきます。
- ( 副会長 ) 他にご意見ありましたら、どうぞ。
- ( 委員 ) 今の続きなんですけれども、領収書などの書類を発行しますね。私が担当者だとすると、私のIDカードとパスワードで発行しますね。すると、何日の何時何分に誰が発行したとの記録が区の方にデータとして当然残るわけですね。
- ( 税務課長 ) それは記録として当然残ります。誰々の分について職員が発行したと

いう記録は残ります。

(副会長)

その他にあれば、どうぞ。

(委員)

先程から国の方針だということなのですが、国の方で言っているのは委託で取り扱わせることが出来るという「出来る規定」なんですよ。そういう意味では、国の方針を出したといっても別にやらなければならないという関係ではないと思うのですが、その辺は如何ですか。

(税務課長)

委員がおっしゃったように、国の方針が出ているものについて、全ての自治体で実行しているわけではないということですが、当課としましては昨年からは税・軽自動車税を外部委託にしていますが、証明書の発行、電話の問い合わせの対応について、どうしても区民の方を待たせてしまったり、職員の交替が必要になってしまったりというような状況がありましたので、区民の利便性を向上させるという、いわゆる窓口サービスの向上を主眼に考えた中で、税証明の発行事務については国の方から可能という見解が出ておりましたので検討を進めさせていただいたところです。

(委員)

区民の利便性の向上だと言うわけですが、軽自動車税の方の事務を委託するに当たっての議論の中でもあったように、非常に問題があるということが議論されていたように思うのですが、軽自動車税の方の事務を委託したことについての検証なりはどうだったのか、今回、区職員と委託事業者が交代しなくてはいけないということから待ち時間が生じたというのは、先に軽自動車税の業務を委託したから起きた問題であって、それを理由にまた更に進めるというのはちょっとおかしいのではないかと思います。守秘義務については、区の職員であったとしても、その業務から離れて以降もずっとあるのではないかと思います。業者は3年毎の契約ということなので、そういう意味では、代わってしまうとその後のことについては、罰則を含む厳しい規定があるとはいっても、今委託している業者は人材派遣業者ということなので、それがどう担保されるのか分からないのですが、その辺は区としてどのように考えているのでしょうか。

(税務課長)

守秘義務は、事業者と個人について両方に課されるものです。確かに、担保を具体的にどのようにやっていくかという方法につきましては、まだ詳細には詰めておりませんが、今後、もし業者が代わる場合については、守秘義務をどう具体的に担保するかという方法について検討してまいりたいと思います。

(委員)

その辺がまだ残っているということなのですが、同時に、人材派遣会社職員の監督指導ということになると、区の職員がやると偽装請負という問題が出てくるということだろうと思うのですが、その辺の指導のあり方というのはどのようになっているのでしょうか。

(税務課長)

先程の守秘義務に関しては、誓約書を徴しているところです。委託している業務に関しては、委託事業者の方で完結して行うということに

なります。それに関して、区の方でその職員に直接指示することは、それこそ偽装請負になってしまいますので、委託事業者の方で業務責任者を選任していただき、委託事業者と話し合いを持つ場合は、業務責任者とうちの方の責任者で話し合いを持って、より良い仕事を進めていくにはどういう方法があるかを検討して、こういう問題があったけれどもどうするかということを、その二人で話し合うことになっています。その業務責任者を通じて、委託事業者の仕事の内容を充実していくという流れになります。

(委員) その責任者は区に常駐しているのですか。問題が起こった時に、その会社に問い合わせた上で指導してもらおうというようなことになると、それはそれで、直ぐに対応してもらおうことに繋がっていかないのではと思います。その辺がちょっと見えてこないのですが、教えていただけますか。

(税務課長) 仕様書の記載は、業務責任者については常に委託事業者の業務の状態を見るということで、区役所の仕事の現場に常駐していますので、どのようなことがあった場合でも迅速に対応できるものと考えております。

(委員) いずれにしても、個人情報漏えいの危険性が高いということは言わざるを得ないし、区民税・都民税を取り扱う業務というのは、本来、自治体の根幹の仕事だと思います。それを委託して、そういう危険性を伴うということになってくるとやはり問題があるのかなというふうに言わざるを得ないと思います。私どもとしてはこの問題については、了承出来ない、反対という立場でいますので、そのことは意見として申し上げておきたいと思います。

(副会長) 他にご意見ご質問はありますか。

(委員) 私も皆さんが仰るように、軽自動車税の事務を行っている民間事業者に、所得金額とか納税金額を見せるような業務を追加するのは、何かやだなあという気がしていたんですけども、民間事業者を選ぶときには、やはりプライバシーマークの取得事業者とか、あるいは、従業員は正社員でという縛りをつけていただきたいのと、もう一つ、情報が漏れるのをけん制する意味でも、モニタリングの強化ということで、閲覧のアクセスログと実際にやった業務とを、食い違いがなく突き合わせるというような形で定期的にけん制していただければと思います。

(税務課長) 委託事業者につきましては、プライバシーマークというのがありますが、取得業者ということで、プロポーザルで選定していきたいと思います。そこで働く従業員については、個人情報に関する誓約書というのを提出させて、それを必ず守るようにということを徹底してまいります。また、モニタリングについても、日々ログをチェックして、不要な閲覧をしていないかどうかのチェック体制は継続していきたいと

思います。

(副会長)

他にご質問ご意見はありますか。どうぞ。

(委員)

お聞きしたいのですが、軽自動車税の事務委託は既に行われていますが、一番重要なのは、委託事業者の業態の信頼性と派遣の担当者ですね。信頼性のある方を派遣してほしいと思いますけれども、今回行われている軽自動車税の業務の中で、実際に行っていて派遣の担当者が交代するというのはどのくらい起こっているのですか。

(税務課長)

4月から派遣に従事していただいている職員がいるのですが、その方の交代は現在のところありません。

(副会長)

それでは、諮問第9号および第10号の採決をとりたいと思います。承認いただける方は挙手をお願いいたします。〈多数〉反対の方挙手をお願いいたします。〈1名〉それでは、原案通り承認といたします。本日の諮問事項は以上で終了です。次に、報告事項が2件残っていますので、先ず、報告(2)から説明をお願いいたします。

(高齢社会対策課長)

(2)社会福祉法人練馬区社会福祉事業団が実施した災害時訓練中の個人情報の紛失について 資料4に基づいて説明

(副会長)

只今の説明について、ご意見ご質問をお願いいたします。

(情報公開課長)

事務局です。資料4の右上のところに、高齢社会対策課と光が丘総合福祉事務所の連名で今回報告をさせていただいています。これは、事業団自体の指導・管理をする部署が高齢社会対策課で、今回の在宅介護支援センターにつきましては、光が丘総合福祉事務所の事業を委託契約によって受託をしているということから連名になっていますので、あらかじめご報告させていただきます。

(委員)

紛失したものが手書きの住所ということで、これはそんなに重要ではないと思ってしまったところがあると思います。一番最初の写真データの紛失についても、写真だから、名前が付いてないからいいんじゃないかなということから、ちょっと注意というか気持ちがそがれてしまった部分があると思います。これを失くしたら何が起こるか、幼児の写真を失くしたら何が起こるか、高齢者の住所が知られたら何が起こるか、そういうような職員、沢山の人達を教育する機会というのをもっと持ってもらいたいなというふうに、専門ではない区民としてはすごく感じました。そういう心の慢心から、やっぱり税金に携わるといってほしいところまで、全部そういうところで、怠ったら何が起こるかという教育を、職員の人達から先ず教育する勉強会というのを充実して行ってほしいというのを、今日は朝からずうっと思っていました。

(高齢社会対策課長)

まさに委員ご指摘の通りでして、こうした過失というか紛失については、不注意と慣れが原因であると思っています。一たびこういう事故が起きると、その事業者あるいは区そのものの信用を著しく損ねることになりまして、事業者においては場合によっては仕事を失うかもしれないということで、そこで働く職員にも当然影響することになり

ます。そういう意味で、より緊張感をもって個人情報を取り扱っていただくということをやはり定期的に、度々行う必要があると考えております。事業団においても、特に介護保険サービス事業所については年1回、必ず全職員が個人情報の研修を受けるようなことがあったわけですが、それ以外の事業所、46事業所があるのですが、そのうち介護保険サービス等の運営に直接かかわっていない事業所についても、これから毎年研修を行っていくことにしていますので、委員のご心配のような点が今後はないような形で進めていきたいと思えます。

(情報公開課長)

職員の研修につきましては情報公開課で司っています。昇任時研修といひまして昇格をする時とか、節目研修といって5年目、10年目など区切りの時には、必ず「個人情報保護の取扱いについて」と「情報公開について」ということで研修を行っています。昨今は特に力を入れているところです。委託化が進んでいて、委託の管理における個人情報の取扱いがどのようになっているかという視点で、職員のスキルアップに主眼をおいています。あってはならないことのご報告をしなくてはならないという状況もありますので、更にその部分については徹底してまいりたいと思えます。

(委員)

その地図ですが、どの程度の地図なのでしょう。各戸の名前が分かるような住宅地図なのか、一般的な道路地図なのか、その辺はどうなのでしょう。

(高齢社会対策課長)

練馬区の「わたしの便利帳」にはさみ込んでいる区で作成した「練馬区全図」のコピーです。

(委員)

この地図は、たぶん、訪ねる時に歩きながら見るもので、住所・氏名が裏面にあったというのは、これは一緒にしておかなければいけないものかどうかというのが一つあると思えます。要援護者の安否確認というのは社会福祉事業団の今回の担当の方だけではなくて、実際に、職員ですと清掃の方もそうですし、本当に震災が起きた時には避難所に集まって、地域の方も含めて行うことなので、こういった形で行うのがいいのかということは、きちっと防災課ともう一度点検をしていただきたいと思います。その点についてはいかがでしょうか。

(高齢社会対策課長)

ご指摘のように、個人情報紛失についてのリスクを最小限に抑えるという観点から、関係部署との協議は必要であると考えます。また、万が一紛失した場合も、失くされた方の被害を少なくするという意味から、事業団においても住所・氏名をそこに書く必要はないのではないかと、訓練時という観点からも見直しを行ってまいりたいと思えます。

(委員)

ぜひ、見直しを行っていただきたいし、実際を想定して緊迫感を持ってやっていたのか、「訓練は訓練だよね。」という意識だったのか、その辺を含めて、どういう情報を扱うのかということをもう一度っか



りと確認していただいてやっていただきたいと思います。

(副会長)

他にご意見があればどうぞ。

(委員)

私も経験していることなのですが、これは社会福祉の全体的なことと同時に、高齢社会対策課の方にもお願いしたいことなのですが、支援センターとか、行政、それからデイサービスだとか、受託者に対するリースだとか、改築とか、そういう業者間で取り交わしている契約書の中に、個人情報に関して契約書というのがあるのですが、これが非常にアバウトで希薄なものなんです。非常に希薄です。これで個人情報の契約がなっているのかというような、非常にアバウトで「こんなものでいいのか。」というようなものが現実に行われています。支援センターもしかりです。業者もしかりです。この個人情報に対する非常に希薄感というか無責任感というのが、今の福祉だとか介護の世界の中の業界の中で行われている現実を、もう一度見直してほしいと、それがやっぱり基本じゃないかと思うんですよね。そういうところの危機感や何かが顕れてくることで、こういうことの事故が防げるのではないかと思うので、この業者間だとか支援センターも含めた、個人情報に対する意識が非常に希薄だということを申し上げておきたいと思います。

(高齢社会対策課長)

非常に厳しいご指摘でした。私どもとしても事業団とのやり取りのみならず、介護サービスの事業所連絡会というのもありますし、在宅介護支援センターの全体会議というのもありまして、複数の事業者と話す機会がありますので、その際は個人情報の取扱いについての徹底をあらためてさせていただきたいと思います。

(副会長)

他にご意見があれば、どうぞ。

(委員)

現場の職員さんからすると、どちらかというと介護の中身の方に頭が行って、なかなか個人情報というところまで意識が行かないというのが現実の状況ではないかと思います。先ほどの説明ですと、地図自体は区で作成している地図ですよね。説明を聞いたときに、はじめ住宅地図を使っているのかなと思ったのですが、住宅地図を使わないから逆に、地図の裏に住所・氏名を各必要が生じたのではないかと、地図の渡し方を間違えなければ、はじめ住宅地図で特定していて、クリアファイルに住所・氏名を記載したものをに入れておけば、こういう胸ポケットに出し入れするような作業が生じなくて、つまり胸ポケットから落とすという状況もなくなったのではないかと思います。区で作成した大雑把な地図は、枝番まで入っていますが、それで探すとなると困難な住宅もあるわけです。練馬みたいに木造住宅が密集しているようなところでは、入り口を探すだけでも大変だという、そういう状況も現場ではありますので、ぜひ地図の取扱い方については、そんなに高いものではないので、住宅地図で特定が容易なように、むしろ特定を容易にしなければ、発災時の要援護者の安否確認なんて出来ないわ

- （高齢社会対策課長） けですから、現場をどのように動き易くするかという観点で事業を組み立てる努力をしていただく必要があると思います。どうでしょうか。今、委員の方から安否確認の実効性という観点からのご指摘がありました。実際に災害が起きた時に、より効果的に安否確認を行う方策と、また、合わせて個人情報の保護の徹底とを両立させるような見直しについて、今後、事業団とともに考えてまいりたいと思います。
- （副会長） 住宅地図の場合、世帯主の名前と（場所名？）が入っていますので、そういうものを使うのも一つの解決方法かなと私も思いますので、そういう工夫が大事なことかなと思いますので、そこら辺はぜひ検討してください。続いて、報告（3）に入りますが、ここで、進行役を会長にバトンタッチをしますのでよろしく願いいたします。
- （会長） 最後に残った報告は、情報公開課に説明をお願いします。
- （情報公開課長） 報告（3）個人情報保護に関する監査について 資料5に基づいて説明
- （会長） 只今の報告について、ご意見ご質問はありますか。
- （委員） 監査は大変いいことだと思います。これは提案ですが、情報公開課だけに行くのではなくて、違うところの課の方も一緒にチェックに行くことによって、「ここではこんなこともやっているのか」と、スキルだとか、他の部署を知るということでは、情報公開課だけではなくて他の部の方が一人誰か付くということで、第三者的な要素で、これは一つの方法ではないかなと思います。出来れば検討いただければいいかなと思います。
- （会長） 一つのアイデアであると思いますが、うまくいくかどうかですね。
- （情報公開課長） 説明の冒頭で申し上げましたが、セキュリティ監査というものと抱き合わせでやっております。セキュリティ監査は監査委員として情報公開課の職員もいますが、情報セキュリティの専門家である事業者からも一人監査委員としてお願いしています。ご意見については今後検討してまいりたいと思います。
- （会長） 他にありますか。どうぞ。
- （委員） 異動対象者に対してセキュリティ研修を行ったとか、課内研修を継続したとか、他の情報との情報共有をやっているとか、そういうものについて実施した履歴というのは保管されているのでしょうか。
- （情報公開課長） その部分につきましては、例えば研修を行うとかの場合には事業起案を各課では立てていますので、そういった履歴も残っています。その部分についても私どもで確認をしておりますので大丈夫です。
- （委員） もう一つ、お互いに相互監査が出来るような形でやれば、情報公開課が上からきてうっとうしいなと思っているところも多いでしょうから、自分たちが監査の立場になれば意識も向上すると思いますので、相互監査というのも一応検討してみてください。

(会長)

横の監査というのも貴重なアイデアだと思います。今後、活かしていただければと思います。  
他にご意見等がなければ、本日の審議会はこれで終了いたします。

平成 25 年 1 月 17 日  
こども家庭部保育課

### 練馬区立上石神井保育園における個人情報の紛失について

区立保育園では、日常的に園児の保育園での様子をデジタルカメラで記録し、園内掲示等に使用して保護者へお伝えしている。

記録用に上石神井保育園では、デジタルカメラ 2 台、クラスごとの SD カード 5 枚、写真専用プリンター 1 台を備えている。デジタルカメラ、SD カードについては、施錠できる書庫やデスクに保管し、使用者の記録をしている。また、プリントは園内で行っており、SD カードは園外へ持ち出していない。

平成 24 年 12 月 25 日（火）に 1 歳児用 SD カードを使用しようとしたところ、2 歳児用 SD カードの紛失が判明した。

#### 1 紛失した個人情報および数

2 歳児用 SD カード 1 枚（写真データ約 41 枚分）

【紛失した SD カードに記録されていたデータ】

- ・平成 24 年 12 月 4 日（火）に 2 歳児（12 名）の室内遊びの様子を撮影した写真データ約 15 枚分
- ・平成 24 年 12 月 12 日（水）に 2 歳児（11 名）のパネルシアターの様子を撮影した写真データ、平成 24 年 12 月 13 日（木）に 2 歳児（12 名）が行事食を喫食する様子を撮影した写真データ合計約 17 枚分
- ・平成 24 年 12 月 13 日（木）に 1 歳児（10 名）が行事食を喫食する様子を撮影した写真データ 5 枚分
- ・平成 24 年 12 月 18 日（火）に撮影した誕生児（2 歳児 1 名）の写真データ 4 枚分

#### 2 経緯

平成 24 年 12 月 25 日（火）

午後 4 時 40 分

保育士 A が 1 歳児用 SD カードを使用する際に 2 歳児用 SD カードの紛失に気付く。

午後 4 時 40 分～午後 6 時

園長・保育士 5 名で事務所内の書庫等思い当たるところを捜索するとともに、18 日からの職員の行動などを時系列で追って確認した。

午後 6 時

園長から保育課長へ事故の状況を報告した。また、園

内の全職員へ事故の状況を周知し、翌日全員で改めて確認、搜索することとした。

平成 24 年 12 月 26 日（水）

午前 8 時 30 分～ 保育士全員で 18 日からの行動をお互いに確認し、再度事務所、全保育室、書庫内の書類内、ひきだし内、各自の衣類、ロッカー内を搜索するが発見することが出来なかった。その後全員で今後の対策について、再度確認した。

平成 24 年 12 月 27 日（木）保育課長へ、管理状況・発覚に至るまでの経過・その後の対策などについての報告書を提出し、指導を受けた。

### 3 紛失判明に至るまでのSDカード等使用状況

・平成 24 年 12 月 18 日（火）

午後 3 時 保育士 B が 2 歳誕生児の写真を撮り掲示するために「2 歳用 SD カード」、デジカメを持ち出し撮影、事務所でパソコンとプリンターにてプリントする。

午後 3 時 20 分 返却。事務所には副園長在席。

・平成 24 年 12 月 19 日（水）

午前 9 時 30 分 保育士 C が園だよりに掲載用の写真を撮るために「3 歳用 SD カード」、デジカメを持ち出し、撮影、午前 9 時 40 分返却。事務所には副園長、保育士 1 名在席。

午前 10 時 保育士 B が 4 歳誕生児の写真を撮るために「4 歳用 SD カード」、デジカメを持ち出し、撮影。

午前 10 時 15 分 返却。

・平成 24 年 12 月 20 日（木）

午後 3 時 30 分 保育士 D が園だよりに掲載用の写真を撮るために「5 歳用 SD カード」、デジカメを持ち出し、撮影。

午後 3 時 40 分 返却。

午後 4 時 30 分 保育士 C が園だより作成の為に「3 歳用 SD カード」「5 歳用 SD カード」を持ち出し、事務所でパソコンにて使用。

午後 5 時 30 分 返却。事務所には副園長、保育士 2 名在席。

・平成 24 年 12 月 21 日（金）

午後 1 時 30 分 保育士 E が新しく採用した臨時職員の写真撮影のため、「5 歳用 SD カード」、デジカメを持ち出し、撮影。

午後 1 時 35 分 返却。

#### 4 事故防止に向けた対応

- ( 1 ) 日々業務終了時には、SDカードの枚数の確認を行う。
- ( 2 ) SDカード内のデータの管理については、撮影後直ちにアーカイブに保存し、SDカード内のデータ削除を徹底していく。
- ( 3 ) SDカードを出し入れする際には、引き続き事務所に声かけし、出し入れの確認を複数の職員で行う。
- ( 4 ) 引き続きSDカードの園外の持ち出し禁止の確認をする。
- ( 5 ) 例月開催の園長連絡会および委託園園長会で事例紹介し、注意喚起を行う。

## 戸籍に関する業務に係る電子計算組織の結合について

(練馬区個人情報保護条例第 17 条関係)

1 事務事業名	戸籍副本データ管理システムとの情報連携業務
2 事業目的	<p>戸籍法第 8 条に基づき、戸籍は正本を市区町村、副本を管轄法務局が保管している。</p> <p>東日本大震災により戸籍正本を保管する市区町村と副本を保管する管轄法務局が近接地にあるため、正本と副本が同時に滅失する危険があることが顕在化した。そのため、法務省は戸籍法施行規則を改正し、遠隔地での副本の安全な保管・管理、日次差分更新の副本データの提出、戸籍データの統一形式に変換しての保管・管理等を実現するため戸籍副本データ管理システムを構築することとした。</p> <p>戸籍副本データ管理システムにおける戸籍副本データの送付については、改正戸籍法施行規則第 75 条の規定により電気通信回線を通じて行うものと指定されているため、練馬区に設置する市区町村専用装置と戸籍副本データ管理センター内の副本サーバの電算結合を行う。</p> <p>なお、練馬区の住民情報システムと市区町村専用装置とのデータ連携は、外部媒体を使用することにより行う。</p>
3 現行処理および提供方法	1 年ごとに磁気ディスク (DAT) にバックアップした戸籍データを戸籍副本として法務局に送付している。東日本大震災発生後は、暫定的な措置として半年ごととしている。
4 結合先	法務省
5 実施予定年月	平成 25 年 9 月
6 所管課名	区民生活事業本部区民部戸籍住民課
7 送受信する項目	<p>送信する項目</p> <p>戸籍副本データ (本籍、生年月日、性別、父母の氏名、子の氏名、死亡日等戸籍の記載事項) およびシステム回</p>

	<p>復時に必要となるデータ（在外選挙人登録、犯罪歴等） 受信する項目 送信する項目に同じ</p>
<p>8 個人情報の保護</p>	<p><b>【区 側】</b></p> <p>練馬区情報セキュリティポリシーを順守し、つぎのとおり保護措置を講ずる。</p> <p>( 1 ) 外部記憶媒体を利用した連携については、情報政策課が住民情報システムの運用操作を委託する委託業者が行う（外部委託記録票業務登録番号 0 1 0 2 - 0 1 ）。なお、市区町村専用装置に設定するウィンドウズユーザパスワードは戸籍住民課が管理する。</p> <p>( 2 ) データ連携用の外部記憶媒体は、パスワードによるロック機能、暗号化機能が付加されたものとする。なお、外部記憶媒体に設定するパスワードは戸籍住民課が管理する。</p> <p>( 3 ) 市区町村専用装置から、副本データ管理システムに自動でアクセスし、ウィンドウズアップデート、ウィルス対策ソフトの更新を行う。</p> <p>( 4 ) 市区町村専用装置は、住民情報システムおよびインターネットと接続しない。</p> <p><b>【法務省側】</b></p> <p>( 1 ) 戸籍副本データ管理センターは、法務局の庁舎内に置かれ、特定の法務局職員しか管理に携わらない。</p> <p>( 2 ) 市区町村専用装置にはセキュリティを確保するため、ソフトウェアのファイアウォールが導入される。</p> <p>( 3 ) L G W A N との接続にあたっては、戸籍副本デー</p>



	<p>タ管理システムと市区町村専用装置との間のアクセスに必要な通信に限定した設定とする。</p> <p>( 4 ) 市区町村専用装置と戸籍副本データ管理センターの副本サーバの間で相互認証し、更に通信経路を流通する副本データの暗号化および改ざん検知を行う。</p>
<p>9 添付資料 省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電算結合記録票（案）</li> <li>・システム構成図</li> <li>・戸籍副本データ管理システムとの電算結合について（用語説明）</li> </ul>

## 特別区民税・都民税に関する業務に係る外部委託について

(練馬区個人情報保護条例第 13 条関係)

1 件 名	軽自動車税事務および特別区民税・都民税証明書発行事務等委託
2 委託内容	<p>税務課 税証明・軽自動車税係における軽自動車税事務のうち定型的な処理が可能な事務については、審議会の承認（平成 23 年 12 月 26 日 諮問第 26 号）を根拠として平成 24 年度から外部委託を行っている。</p> <p>しかし、現在同じ系の業務である特別区民税・都民税の証明書の発行については、窓口での発行や電話問合せに対して、委託範囲外の事務であるため区職員への交代が必要となっており、その間、待ち時間を要するなどの不具合が生じている状況である。</p> <p>そこで、特別区民税・都民税に関する業務のうち、証明書発行に係る業務について、現行の事務委託内容に加え、利用者の利便性向上を図るものである。</p> <p>&lt; 委託する業務 &gt;</p> <p>(1)特別区民税・都民税の証明書発行（窓口・郵送）</p> <p>(2)特別区民税・都民税の証明書発行手数料の領収・領収書の発行（窓口・郵送）</p> <p>(3)電話案内（特別区民税・都民税の証明書発行についての案内）</p>
3 委託先	民間事業者
4 委託開始年月	平成 25 年 4 月
5 所管課名	区民生活事業本部区民部税務課
6 取り扱う個人情報	住所、氏名、生年月日、所得の種類および金額、所得控除の種類および金額、扶養人数、特別区民税・都民税額、納税額

<p>7 個人情報保護</p>	<p>練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。</p> <p>添付資料「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。</p>
<p>8 添付資料 省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部委託記録票（案）</li> <li>・ 軽自動車税事務および特別区民税・都民税証明書発行事務等委託 事業概要</li> <li>・ 軽自動車税事務および特別区民税・都民税証明書発行事務等委託 仕様書（案）</li> <li>・ 仕様書 4 に規定する今回追加された業務に関する処理フロー</li> <li>・ 個人情報の保護および管理に関する特記事項</li> <li>・ 情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項</li> </ul>

## 軽自動車税に関する業務に係る外部委託の一部変更について

(練馬区個人情報保護条例第 13 条関係)

1 件 名	軽自動車税事務および特別区民税・都民税証明書発行事務等委託
2 委託内容	<p>現在委託している軽自動車税事務の窓口業務の一部を追加する。</p> <p>&lt; 現行の業務 &gt;</p> <p>(1) 原動機付自転車および小型特殊自動車（以下「原動機付自転車等」という。）の申告書等の処理（窓口・郵送）</p> <p>(2) 課税物件異動通知書処理</p> <p>(3) 軽自動車税納税証明書発行（窓口・郵送）</p> <p>(4) 軽自動車および二輪の小型自動車の申告書処理</p> <p>(5) 電話案内（軽自動車税の証明書発行についての案内）</p> <p>(6) 他業務への案内</p> <p>&lt; 追加する業務 &gt;</p> <p>(1) 軽自動車税の証明書発行手数料の領収・領収書の発行（窓口・郵送）</p>
3 委託先	民間事業者
4 委託開始年月	平成 25 年 4 月
5 所管課名	区民生活事業本部区民部税務課
6 取り扱う個人情報	住所、氏名、生年月日、軽自動車税額、標識番号、車台番号、排気量、形式、定置場の住所
7 個人情報の保護	<p>練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。</p> <p>添付資料「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。</p>

<p>8 添付資料 省略</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 外部委託記録票（案）</li></ul> <p>以下資料は、諮問第9号の資料と同一のため省略する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 軽自動車税事務および特別区民税・都民税証明書発行事務等委託 事業概要</li><li>・ 軽自動車税事務および特別区民税・都民税証明書発行事務等委託 仕様書（案）</li><li>・ 仕様書 4 に規定する今回追加された業務に関する処理フロー</li><li>・ 個人情報の保護および管理に関する特記事項</li><li>・ 情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項</li></ul>
----------------------	---

平成 25 年 1 月 17 日  
福祉部高齢社会対策課  
光が丘総合福祉事務所

## 社会福祉法人練馬区社会福祉事業団が実施した 災害時訓練中の個人情報の紛失について

社会福祉法人練馬区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、区からの委託事業を含めた業務の一環として、平成24年11月20日（火）に震災発生時の要援護者の安否確認を行う訓練を実施した。

うち、錦在宅介護支援センターで実施した訓練において、裏面に対象者10名分の氏名、住所を手書した地図を持ち、2人1組で各戸を訪問したが、事務所に戻り地図を回収する際に紛失が判明した。

### 1 紛失した個人情報および数

区との「在宅介護支援センター運営委託契約」に基づき、日常的に訪問・安否確認を行っている方10名分の氏名、住所

### 2 経緯

平成24年11月20日（火）

午後 3 時 ~ 4 時

災害時の対応訓練実施

午後 5 時 5 分

地図の紛失に気付く

午後 5 時 5 分 ~ 7 時

法人内責任者へ報告および地図の探索

午後 7 時 5 分

区に事故発生連絡

午後 7 時 30 分頃から翌日

紛失した10名に対し、事業団が個別に連絡を取り謝罪

平成24年11月21日（水）

午前 8 時 30 分

事業団が来庁、区が聞き取り調査および事実確認

### 3 事故防止に向けた対応

( 1 ) 事業団に対し再発防止策の策定を求め、事業団は再発防止のための研修や業務フローの見直しを行った。また、平成 25 年 1 月末を目途に、事業団は見直し内容を反映した個人情報保護の対応マニュアルの策定を行う。

- ( 2 ) 区内に 22 か所ある在宅介護支援センターの全体会議において、事故の報告と個人情報保護の徹底についての注意喚起を行った。
- ( 3 ) 他の委託事業の個人情報保護についての再点検を行うとともに、委託事業者等に対して個人情報漏えい事故の防止についての通知を行った。
- ( 4 ) 事業本部全体で、再発防止に向けた個人情報保護についての職員研修を実施する。

平成 25 年 1 月 17 日  
総務部 情報公開課

## 個人情報保護に関する監査について

### 1 実施概要

#### (1) 監査の目的

監査対象（監査の対象となる組織をいう。以下同じ。）における個人情報保護制度の運用について、練馬区個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき適正に行われているかを検討・評価し、違法または不当な制度運営を防止するとともに、効果的な制度運営を図ることを目的とする。

#### (2) 監査の基準

監査対象の個人情報の収集・利用の運用状況について、条例等の規定に照らして監査する。条例等の解釈・運用の基準は、個人情報保護制度運用の手引によるものとする。

#### (3) 監査項目

- ア 個人情報を取り扱う業務について、条例に定める手続を行っている
- イ 個人情報ファイルの保有について、条例に定める手続を行っている
- ウ 個人情報を取り扱う業務について、区の機関以外に委託（外部委託）するときは、条例に定める手続を行っている
- エ 管理個人情報を目的外利用しているときは、条例に定める手続を行っている
- オ 管理個人情報を外部提供しているときは、条例に定める手続を行っている
- カ 本人の同意に基づかず、管理個人情報の目的外利用、外部提供しているときは、目的外利用（外部提供）状況調査票を提出している
- キ 区の電子計算組織と区の機関以外のものの電子計算組織を通信回線等により結合（電算結合）し、個人情報を取得・提供するときは、条例に定める手続を行っている
- ク 個人情報保護や漏洩防止に対する意識啓発のための取り組みを行っている



## 2 結果概要

監査対象	監査実施日	指摘事項
都市整備部 住宅課	8月28日	なし
区民部 戸籍住民課	8月30日	なし
福祉部 大泉総合福祉事務所	10月10日	なし

各課共、手続きや根拠については正しく認識されている。

また、異動(転入)対象者に対し、セキュリティー研修を独自に行い、課としての意識の向上に努めている。

書類の管理としては、帳票・台帳の管理を施錠できるキャビネットで管理する事を徹底して実施している。

センシティブな相談を受ける場合などは個室で行う等、来庁者への配慮もしている。

現在行っている課内研修の継続と、委託事業者や派遣職員に対しても、可能な範囲において、それぞれの係が主体となり、個人情報保護と事故防止に取り組む環境をより向上させるよう指導した。